

事 務 連 絡

令和6年10月7日

市民オンブズマンまいづる

代表 森本 隆 様

舞鶴市総務部人事課長

行政文書不存在決定通知書の送付について

秋涼の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご請求をいただいております行政文書の開示につきまして、不存在の決定をいたしましたので、別添のとおり、行政文書不存在決定通知書をお送りいたします。ご査収くださいますようお願いいたします。

市民オンブズマンまいづる
代表 森本 隆 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津



行政文書不存在決定通知書

令和6年9月27日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名 又は内容	職員や市民への対応を録画、録音する際のやり方、取り決めや様式、ルール等を定めたマニュアル類などの書類全て 録音、録画されたデータの保管と破棄についての取り決めや様式、ルール等を定めたマニュアル類などの書類全て 市民対応を録画や録音することを市民に向けて告知した事を示す資料全て 直近1年間で録音・録画された件数を示す資料全て
不存在の理由	当該行政文書は、作成しておらず存在しないため。
担当部課等	総務部人事課 電話番号0773-66-1066(内線1342)
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日